

規制改革推進会議（第22回）終了後記者会見 議事概要

1．日時：平成29年11月17日（金）18:09～18:41

2．場所：合同庁舎4号館4階共用408会議室

3．出席者：

（委員）大田弘子議長、金丸恭文議長代理

4．議事概要：

大田議長　こんにちは。ただいま第22回の「規制改革推進会議」が終了いたしました。

9月11日に開かれまして本会議で、林業、保育、電波、この3つの案件につきましては、年内をめどに解決の道筋を示す重要事項として位置づけました。

今回は3つの案件についての審議状況を座長から報告いただき、議論いたしました。

1つ目の「林業の成長産業化と森林資源の適切な管理の推進のための提言」は、既に公にしておりますので、これについては、事後報告になりました。

林業については、きょう、農林水産統括の金丸議長代理が出席していますので、簡単に説明をしてもらいます。

金丸議長代理　ありがとうございます。

座長にかわりまして、私から、林業の成長産業化と森林資源の適切な管理の推進のための提言について、概要を御説明させていただきます。

林業に関しましては、国内需要が伸び悩み、輸入製品との価格競争に直面する中、主伐期を迎える日本の人工林の適切な活用管理の仕組みづくりが急務だと認識しています。

林業の成長産業化と森林資源の適切な管理の両立を進めるべく、森林経営を意欲と能力のある林業経営体に集積・集約化をし、生産性の高い林地に路網整備等を重点化すること。

川上から川下までのサプライチェーンをつないで、伐採、運搬、加工のコスト削減を進める。伐採、運賃、加工のコストが、海外との比較においては、著しくコスト高になっているところがございます。また、マーケットインの発想で、高付加価値な木材を供給できる体制を構築すること、こういうことが急務だと考えました。

新たな森林管理システムの制度化についての要点を御説明いたします。

小規模零細な森林所有の構造問題の解決に向けまして、森林所有者の森林管理の責務を明確化すること。

所有者が管理を行わない場合には、市町村が経営・管理を受託した上で、意欲、能力のある林業経営体に再委託し、経営の集積・集約化を推進。

再委託できない森林については、市町村が間伐等の公的管理、管理コストが小さい育成複層林化をすればいいのではないか。

最後に、民間に委ねる生産性の高い森林については、路網整備を行うとともに、高性能

の林業機械の導入を推進すべきということでございます。

森林管理システムを生かすための対応についてでございます。木材の生産流通構造改革を進めるため、以下の点について、引き続き、検討すべき。

1 番目は、川上から川下までを網羅し、長期・大口での事業展開が可能となるよう、マーケットインの発想に基づくサプライチェーンの再構築を促進すること。

2 番目は、森林の現場やサプライチェーン全体を通じた、ICTの利活用の徹底。

3 番目は、木材の利活用を過度に制限している規制・基準の見直しを行うことによって、マーケットを拡大していくということでございます。

以上が概要になります。

お手元に資料が配付されていると思いますので、ごらんいただければと存じます。

大田議長 1つだけ補足いたします。お手元の資料をごらんいただきますと、の1に「目指すべき方向」があります。この2行目から、「集積・集約化により、林業生産林として整備していく人工林の面積や整備する路網の規模、国産材の供給量の見込み、さらに川上から川下までの林業全体の付加価値生産額などに関して、適切なKPIを用いて、時期を明示した目標を定め、その目標の実現に向けた施策の工程表を来年央までに明らかにすべき」とございます。

これまで、林業については、ビジョンなどが出されていますけれども、明確な工程がなく、森林づくりは、国家百年の計であるということで、片づけられておりました。今回は、人工林が伐採期を迎えているという、大変重要なときにありますので、きちんと工程表を定めて取り組んでいくということです。これは大変重要なポイントです。

委員から出された意見をご紹介します。「市町村の役割が重要だが、本当に市町村が経営・管理を賄い切れるのか」という質問がありました。

これについては、林業の専門家を効果的に活用することに加え、「市町村の森林・林業行政の体制が脆弱である場合、市町村域を越えて、森林の管理を行うことが効率的である場合など、一定の場合には、都道府県が市町村の業務を代行できる仕組みとする」ということが、書かれております。

その他の意見として、木材の利活用を制限している規制改革が重要である、と。カナダの例として、18階建ての木造ビルもあるそうです。木の家は、CO₂排出量が少ないことに加え、介護施設や学校に木材を使いますと良い効果もあるので、農水省に限らず、政府全体で規制緩和を見直していくべきだという意見がございました。

これに関連して、木材の活用を阻害しているのは建築基準法の問題が大きいので政府全体で見直すべきだという意見もありました。

これを受けて、飯田座長からは、何より木材の需要がふえるということが、成長産業になるための鍵ですから、林野庁や農水省に限らず、政府全体で検討することが重要で、これからのワーキング・グループでも検討していきたいということでした。

以上が林業です。

続いて、保育に関して、お手元の資料をごらんください。

「子育て安心プラン」で、待機児童を2020年度までにゼロにすることを目指しておりますが、今度こそ待機児童ゼロを実現させるということで、私ども規制改革推進会議もその枠組みづくりに取り組んでいる次第です。

待機児童は、すでに8割の自治体では解消されていますが、首都圏や近畿圏などの地域ではまだ多く、全体では2万6,000人の待機児童がいます。国が総量として待機児童を減らしても、実施主体は市町村ですので、ここで待機児童を減らす取り組みがしっかり行われる必要がありますので、都道府県や市区町村の取り組みを促す制度改革を、今議論しております。

具体的には、第一に、保育にかかわる情報を共有し、利用者がそれを使えるように、「見える化」するということ。

第二に、都道府県が中核となって広域連携をすること。各自治体は一生懸命やっておられるのですが、東京の例でいいますと、区に対応だけでは、待機児童を減らすことがなかなか難しいという状況があります。そこで、都道府県単位で関係者が集まって、待機児童解消策を協議する仕組みをつくり、これに対して、財政的にも支援をしていくという仕組みづくりができないかと。

第三に、保育人材の確保のために、多様な働き方を受け入れていくこと。自治体によっては、フルタイムの保育士とパートタイムの保育士で、助成金に差を設けているところもありますが、働き方としては、パートタイムで働きたいという希望もありますので、短時間保育士を活用していくということ。

第四に、企業主導型の保育所を初め、多様な担い手の参入を促すということ。

さて、こういう取り組みの実効性を高めるために、3に書いてございますが、都道府県が中心となって、関係市区町村、保育事業者、有識者、必要に応じて関係省庁を加えた、関係者全員参加の協議の場を設置することにしようかと。国が設置せよと強制することはできませんので、都道府県の手挙げ方式で地域を指定し、支援策を行っていくという枠組みを、今、検討中です。

これについて出された意見として、企業主導型というのは、大変重要であるので、利用が進むような枠組みを行っていくべきではないかというものがありました。

以上が保育です。

最後、電波について、お手元の資料をごらんください。

Society5.0で、IoT、自動走行、動画配信などの大容量の通信など、新たな電波利用ニーズが拡大いたします。こういったものを実現するためには、電波の利用のあり方を見直していく、そして、機動的に再配分を行うための仕組みが不可欠だということで、議論をしてきております。

主な検討事項としては、第1に電波利用の「見える化」です。現在の利用状況、実際にどう使われているかをなるべく細かく情報開示をしていくということ。

2 番目に、新たな帯域を生み出すための帯域確保のための方策。

3 番目に、新しく生み出された帯域をいかに割り当てるか、割当手法の改革ということで、オークションと比較審査について、議論しております。

4 番目に、電波利用料体系の見直しということで、経済的価値を反映した、新たな利用料はどのようなものがあるかという議論をしております。

これに対して、いろいろな議論が出されました。

割当手法については、資料にありますように、今、OECDの中で、オークションという類型を持っていない国は、日本だけです。「これはどう考えてもおかしいのではないか」という意見がありました。

また、オークションについて、過去に金額が非常につり上がった例があるけれども、柔軟性を持った制度設計はできるはずだ、と。マーケット価値がオークションを通してうまく伝えられるような仕組みをつくり出すことが必要で、柔軟性を持った電波の使い方が、5Gを生かすためには不可欠であるという意見が出されました。

また、OECD35カ国の中で、最後になったということは、考えようによっては、他国の試行錯誤の経過を受け入れて、制度設計ができるというプラスがある、との意見もありました。

総務省が規制官庁として、新しい方式に慎重であるのは理解できるけれども、業界全体として温度が低い印象を受けるが、これはなぜなのだろうかという意見も出されました。

その他、オークション以前に、放送と通信の融合が日本はおくれているので、大きな枠組みとして、放送と通信の融合の枠組みを考えていく必要がある。そこでは、総務省がどうかということよりも、国全体として、枠組みを見直していくべきであるという議論がありました。

また、Society5.0の中で、国民生活の利便性は、格段に上がるが、8Kを通信するには、5Gのスピードが必要で、8Kと5Gの組み合わせがSociety5.0の実現には不可欠だと。5Gをやるに当たって、既存のやり方、比較審査方式というやり方だけで対応できるのか。成長戦略の上でも、今までの手法で、我々の成長を担えるのか問題である、という意見が出されました。

この資料には、オークションの慎重論が書かれていますが、反対論のレベルを超えて、新しい手法がどれだけのメリットがあるのかを議論すべきだという意見もありました。

また、資料ではオークションの慎重論として、「外資が入ってくることによる安全保障上の問題への懸念」とありますが、外資参入のどこが問題であるのかということは、きちんと検討していく必要があるといった意見がありました。

こういう意見を受けて、原座長からは次のような発言がありました。オークションは制度設計が重要だ、と。もとより価格だけで全てを決めるという制度ではなくて、オークションの条件のつけ方で、問題を解決するやり方はあるはずだ。OECDで、多くの国が成功例と失敗例を積み上げているので、そういうものを十分に参考にすることが必要である、と。

また、業界が盛り上がらないことについては、こういう議論を通して、新規参入を促していく効果があるはずである、と。

安全保障上の問題は、オークションの問題ではなくて、比較審査方式であっても、オークション方式であっても起こり得ます。つまり外為法だけで十分であるのかという問題は、オークションの問題ではなくて、比較審査、オークションに共通する問題であり、オークションについてはそれとは切り離して議論すべきだ、と。

また、これまでは、総務省が割り当てることで、最適な割り当てができるかと総務省は主張してきたが、最適に割り当てられた例だけではなく、例えばNOTTVという、マルチメディア放送の場合は、割り当て後、現在、その事業は停止している、と。ただ、総務省も従前の割り当てが完璧だとは言えないということは、ワーキング・グループの中で発言しておられます。今後、最適な割り当て方式を検討する、というところまでは総務省も言っておられますので、これをどういう形で実現するかは、今後のワーキング・グループで議論していきたい、という話が原座長からありました。

以上がきょうの議論の紹介です。

最後に、梶山大臣から次のようなお話がありました。「9月の規制改革推進会議で、総理から、保育制度の見直しは不可欠、電波割り当て制度の改革は待ったなしだ、早期解決に向けた強い決意が示されている。短期集中の議論だけれども、骨太な改革の提案に向けて、引き続き活発な御議論をお願いしたい。私も担当大臣として、関係省庁との調整などを含め、全力でサポートしてまいりますので、どうぞよろしくをお願いしたい」。

3つの案件につきましては、年内をめどに、解決の道筋を示します。通常6月もしくは5月に答申しておりますが、これとは別に、近日中に答申として取りまとめ、総理に御提出したいと考えております。

私からは、以上です。

司会 それでは、御質問のある方は、挙手の上、お名前と御所属を言っていただきまして、簡潔にお願いいたします。

それでは、前の方、どうぞ。

記者 電波オークションの件なのですけれども、今、原座長を初め、導入の推進論の御意見はたくさん出たということですが、慎重な意見というのは、きょうの議論の中では出たのか、そのあたりを教えてください。

大田議長 きょうは、ありません。

記者 きょうはなかったのですね。

大田議長 はい。これまで慎重な御意見も、推進の御意見も、両方、ワーキング・グループでは聞いております。それは議事録で紹介されております。

記者 資料に載っているオークション慎重論というのは、これまでのヒアリングの中で、具体的にどういうところから出た意見というのは、わかりますか。

大田議長 ここに出されているのは、総務省の資料にあったものですが、それ以外に、

ヒアリングでも出されたものです。

事務局 それ以外にも、有識者の中には、オークション推進派の方もいらっしゃいましたし、慎重派の方もいらっしゃったので、慎重派の方からは、ここに書いてあるような、慎重の意見をいただいております。

司会 ほかにございますでしょうか。後ろの方、どうぞ。

記者 保育について伺いたいのですけれども、2の検討中の改革提案の方向性というところで、保育情報を見える化していくと書いてあるのですが、具体的に保護者に資する保育情報というのは、どういったことを想定していらっしゃるのでしょうか。例えば今、保育事故を起こした園などの具体名などは、なぜか公表されていないのですけれども、そういったことも含めて、要は保育園選びに資するような情報も含めて公表していくということなのか、具体的な中身を教えていただきたいと思います。

大田議長 これまでの議論では、空き情報や、どれぐらいの応募があって、どれぐらいが実際に入れたのか、といった情報が出ております。今、御質問のあった事故の情報などは、議論は出ていなかったと思いますが、事務局より説明をお願いします。

事務局 待機児童の解消というところに焦点がございますので、どのエリアにどういった保育所があるのかという、従来はなかなか見えなかった、地理的な情報を加えてごらんいただくようなことを意図しております。

司会 ほかにありましたら、お名前と所属、両方をおっしゃっていただきまして、簡潔にお願いいたします。どうぞ。

記者 電波オークションの関連でお伺いしたいのですが、きょうは、オークションの導入に慎重な意見は出なかったということですが、そうしますと、規制改革推進会議としては、電波オークションについて、導入の方向で検討するという事になったと理解していいのか、それとも、方向性も含めて、これから検討ということなのか、その辺の基本的な理解を教えてください。

大田議長 きょうは、これまでの議論の紹介ですので、慎重論と推進論に分かれて議論したということではありません。議事録をごらんいただければわかりますが、これまでのワーキング・グループの中でも、OECDの中で、日本だけが導入していないというのは、どういう根拠があるのか。OECDだけではなく、インドやタイでも導入しているわけですから、今後もそれでいいのかという議論をしてきております。

私どもの議論は、オークションをどうするかという議論ではありません。オークションも割当手法の1つにすぎないわけで、どうやったら最適な割り当てができるのかという観点から、比較審査方式だけで本当にいいのか。これから技術革新がどんどん進む中で、比較審査だけではなく、オークションという選択肢を導入しておくことが必要ではないかという議論をしております。

記者 オークションという選択肢を導入する方向で議論をしているという、そういう理解でよろしいのですね。

大田議長 私どもは、選択肢があっていいのではないかと主張し、総務省をはじめ、それへの慎重論があるという議論を今もやっております。

記者 なるほど。方向性としては、どちらと決まったわけではないのですね。

大田議長 まだ議論の最中です。

記者 わかりました。ありがとうございます。

司会 ほかにございますでしょうか。それでは、どうぞ。

記者 重ねてになるのですが、電波オークションの件なのですけれども、今、お話があったことを聞くと、きょうの議論では、これまでの議論を振り返り、慎重派、賛成派というのは、オークションについてはあったということなのですが、12月の取りまとめのときには、一定の方向として、規制改革推進会議として出すという理解でよろしいのでしょうか。

大田議長 「道筋をつける」ということを言っておりますので、なるべく道筋はつけていきたいと思いますが、それがどういう具合になるかは、まだ議論の最中です。

記者 ありがとうございます。

司会 後ろの方、どうぞ。

記者 先ほどから、議長は、議事録をごらんになっていただければと、よくおっしゃるのですけれども、ワーキング・グループは、基本、議事録はまだ開示されていないのです。よく委員の方が、賛成した、反対したと言われるのですけれども、国民の生活にかかわることが、密室で決められているような印象がありまして、議事録を見てくださいということをおっしゃるのだったら、早目に公開すべきだと思うのですが、その辺はどうお考えでしょうか。

大田議長 申し訳ありません。議事録は公開しますが、多分遅れているのでしよう。済みません。委員の中で、チェックが遅い方などがおられると、遅れてしまうのですが、なるべく速やかに議事録を出すようにしておりますし、ワーキング・グループが終わった後は、事務局からブリーフィングもしております。密室の中で決めるなどということは、ありません。

記者 近日中に答申も出るわけですね。

大田議長 はい。

記者 議事録がわからないうちに、各業界にヒアリング、通信も、放送もやっている中で、誰がどう言って、どういう議論の推移があったのかが見えずに答申が出るというのは、やり方として、どうなのか。

大田議長 おっしゃるとおりです。

記者 しかも、隠すような話ではないですね。

大田議長 もとより、隠す前提で議論はしておりません。ちゃんと議事録は公開することになっておりますが、投資等ワーキング・グループの議事録公開が遅れているのだと思います。なるべく早く公開するようにいたします。

記者 よろしくお願ひします。

大田議長 事務局も大変苦勞しているのですが、委員のチェックが遅かったりして、遅れることがあります。委員だけではなくて、ヒアリング等に出席された方、全員のチェックを受けております。

記者 議論の是非というよりも、そういうことがわからないまま、ぼんと答申が出されても、放送も、森林も、保育も、困ると思います。

大田議長 おっしゃるとおりです。かなり開催頻度が高いものですから、遅れているのだと思います。おっしゃるとおりですので、公表を急ぎます。

司会 ほかにございますか。どうぞ。

記者 今のフジテレビさんの話につけ加えると、ブリーフのときに、きょう、出席された方はどなたですかと聞くと、それは言えません、議事録をごらんになってくださいということで、議事録が何カ月分も出ていなくて、議事録が出ていないというのは、大田先生がおっしゃるような理由もあるのかもしれないですけども、出席者が誰かというのは、その場で言えることです。その場で言えることを言わないというのは、フジテレビさんがおっしゃっているような雰囲気は、少なくとも感じられます。

大田議長 それはなぜですか。出席者の名前は、出されているはずですよ。

事務局 今までの運用は、そういう感じになっていました。

司会 そういうルールにはなっていないので、直ちに是正いたします。

大田議長 直ちにそれは訂正いたします。申しわけありません。

司会 基本的に全て報告いたします。

大田議長 よろしいですか。

司会 どうぞ。

記者 今の御説明の範囲からは外れるのですけれども、きょう、水産ワーキング・グループの意見取りまとめが公表されているので、これを伺いたいのですが、金丸さんは、年内に方向性を出したいとおっしゃっていましたがけれども、それがこれに当たるものなのでしょうかということと、取りまとめたものを踏まえて、今後、どういうふうに議論を進めていくのかということをお教えください。

金丸議長代理 私どもといたしましては、今まで出てきた意見を整理して、きょう、出させていただきました。今後は、水産庁のお考えをしばらくお待ちして、お聞きをする。御提案が何かあるのではないかと考えております。私どもは、きょう、出したものを、方向性として考えています。

記者 次の段階としては、水産庁から出された今後の方向性を踏まえて、次のステップとして、ワーキング・グループとしての議論を再開するとか、始まるという理解でよろしいのでしょうか。

金丸議長代理 そうですね。水産ワーキング・グループも、来年の半ばまでは、継続しているんな議論をしていきますので、そういう意味では、テーマ出しをさせていただいた

ようなことについて、さらに深く議論していくことになると思います。

記者 水産庁と規制改革推進会議の関係でいうと、きょう、取りまとめられた論点みたいなものが、今後、示される水産庁の提案みたいなものにも、ある程度反映をした上で、出してほしいという、そういう御意向ということですか。

金丸議長代理 私どもなりには、整理をさせていただきましたので、水産庁がそれを受けて、どんなふうにお考えになるかについては、全くわかりません。

記者 提案の時期みたいなものは、念頭にあるのでしょうか。

金丸議長代理 きょう、我々が出させていただいたようなことに関しては、年内には水産庁からお考えをお示しいただきたいと思っています。

記者 ありがとうございます。

司会 本会議についての御質問は、ほかにございますでしょうか。よろしいでしょうか。

それでは、終わります。ありがとうございました。

大田議長 ありがとうございました。